○文部科学省告示第五十五号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和二年四月十五日

文部科学大臣　萩生田　光一

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
ポタオイユと受け皿 輿に乗るムハンマド・シャー	令和二年三月二十四日	令和二年四月二十九日から令和三年一月二十九日まで	日本テレビ放送網株式会社 事業局長　桂一沢 東京都港区東新橋一―六―一 館長　真室　武 東京都美術館 東京都台東区上野公園八―三十六 株式会社読売新聞東京本社 事業局文化事業部長　三村　竜太郎 東京都千代田区大手町一―七―一 株式会社BS日本 取締役　樋口　正史 東京都港区東新橋一―六―一　日テレタワー二十三階 福岡市美術館 館長　中山　喜一朗 福岡県福岡市中央区大濠公園一―六 株式会社福岡放送 代表取締役社長　菅原　洋二 福岡県福岡市中央区清川二―二十二―八 神戸市立博物館 館長　大谷　幸正 兵庫県神戸市中央区京町二十四 讀賣テレビ放送株式会社 事業局長　武野　一起 大阪府大阪市中央区城見一―三―五十	東京都美術館 東京都台東区上野公園八―三十六 令和二年四月十六日から同年七月五日 福岡市美術館 福岡県福岡市中央区大濠公園一―六 令和二年七月十八日から同年十月四日 神戸市立博物館 兵庫県神戸市中央区京町二十四 令和二年十月二十四日から令和三年一月十七日
同右	同右	同右	同右	同右